

「境界問題解決支援センターやまぐち」オンライン調停等実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、境界問題解決支援センターやまぐち規則（以下「規則」という。）第24条第2項のオンライン相談及び第34条第4項のオンライン調停（以下「オンライン調停等」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、特に定めがある場合を除き、規則において使用する用語の例による。

(使用するウェブ会議システム)

第3条 オンライン調停等は、センター長が指定するウェブ会議システムを使用して実施する。

2 前項のウェブ会議システムは、常に最新版にアップデートされた状態で使用するものとする。

(端末のセキュリティ)

第4条 オンライン調停等においてウェブ会議システムを使用して期日に参加する当事者（規則第29条第1項の代理人、同条第2項の補佐人を含む。以下、同じ。）、担当相談員及び担当調停員は、セキュリティソフトが導入されているか若しくはOSが最新のバージョンにアップデートされた端末又はその他のセキュリティ対策が施された端末を使用しなければならない。

(禁止事項)

第5条 当事者は、オンライン調停等において、期日における手続の内容を録音、録画、放送又は公衆送信してはならない。

2 当事者、担当相談員及び担当調停員は、許諾を得ていない第三者が視聴できない環境で参加しなければならない。

3 担当相談員及び担当調停員は、オンライン調停等を実施する最初の期日の冒頭において、前2項の内容を説明しなければならない。

4 オンライン調停等の期日に参加する当事者は、第1項及び第2項の規定を遵守する旨の誓約書を最初の期日の前までにセンターに提出しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、運営委員会の意見を聞いて、本会の理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

この規程の変更は、令和4年10月24日から施行する。